

Trend Micro MSPL 月額サービスサービス利用許諾

本利用許諾は、トレンドマイクロ株式会社（以下「トレンド」という）が提供するサービスまたはソフトウェアもしくはこれらの組み合わせであって別紙1に定めるもの（以下「トレンド製品」という）について、SB C&S 株式会社（以下「SB C&S」といいます）を介してトレンドから株式会社ソフトクリエイト（以下「サービス事業者」といいます）が提供を受けてお客様に提供する第1条に定めるサービス（以下「対象サービス」といいます）を、お客様が利用するにあたって適用される条件を定めるものです。対象サービスの利用にあたっては、事前に、サービス事業者が定める条件に従った申込手続(以下当該手続を「本サービス契約」といいます)が必要となり、お客様とサービス事業者によるサービス契約の締結にあたり、本利用許諾への同意が必要です。対象サービスの利用を開始された時点か対象サービスを対象とするサービス契約を締結された時点のいずれか早い時点で、お客様が本利用許諾の条件について同意したものとします。

第1章（対象サービス利用条件）

第1条（対象サービスについて）

1.対象サービスは、以下のセキュリティ管理サービスをいいます。ただし、トレンドがサポートを終了したバージョンは対象外となります。

	略称	対象サービス	内容
1.	TMWSaaS	Trend Micro Web Security as a Service – Standard TM Provided by SCCloud	https://www.trendmicro.com/ja_jp/business/products/user-protection/sps/web-security/web-security-as-a-service.html
2.	CAS	Trend Micro Cloud App Security TM Provided by SCCloud	https://www.trendmicro.com/ja_jp/business/products/user-protection/sps/email-and-collaboration/cloud-app-security.html
3-1.	C1WS Enterprise	Trend Micro Cloud One TM Workload Security Provided by SCCloud Enterprise	https://www.trendmicro.com/ja_jp/business/products/hybrid-cloud/cloud-one-workload-security.html
3-2.	C1WS Essential	Trend Micro Cloud One TM Workload Security Provided by SCCloud Essential	https://www.trendmicro.com/ja_jp/business/products/hybrid-cloud/cloud-one-workload-security.html
4.	TMEaS	Trend Micro Email Security TM Provided by SCCloud	https://www.trendmicro.com/ja_jp/business/products/user-protection/sps/email-and-collaboration/cloud-email-gateway-services.html

2.対象サービスの利用状況や設定内容はお客様に提供される管理コンソール（以下単に「管理コンソール」といいます）で確認することができ、セキュリティポリシーの設定や対象サービスのアップデートの時間設定などの、対象サービスの利用管理を行うことができます。

第2条（対象サービスの利用条件）

1.対象サービスを利用するためには、お客様においてプロードバンド通信環境でインターネットに接続されていることが必要です。お客様のシステムおよびネットワークワーク環境に制限がある場合は、対象サービスを利用できないことがあります。

2.管理コンソールを利用する場合、対象サービスでサポートされているブラウザアプリケーションにアクセスする必要があります。

3.お客様は、対象サービスの利用にあたってはサービス事業者所定の手続きによりユーザー情報の登録をしなければなりません。また、ユーザー情報が変更となった場合には遅滞なくかかる変更を当社に届け出るものとします。

第3条（対象サービスのメンテナンス等）

1. サービス事業者は、対象サービスの継続的な効率性を確保するために定期的にメンテナンス（以下「定期メンテナンス」といいます）を実施するものとします。
2. サービス事業者は、前述のメンテナンスに対し、トレンド及びSB C&Sと連携し、可能な限り早急に対象サービスを復帰するよう努めるものとします。

第4条（変更）

サービス事業者は、いつでも対象サービスおよびその内容を変更する権利を保有します。

第2章（対象サービスの利用許諾条件）

第5条（利用権の許諾およびサービス提供）

1. サービス事業者は、本章に定める条件に従い、対象サービスに関して、本条各号記載の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。対象サービスの利用にあたってお客様が自己所有するハードウェア（お客様が自己で利用するリース物件またはレンタル物件を含みます）の利用を伴う場合には、当該ハードウェアにはサーバハードウェアおよびクライアントハードウェアは、物理的なハードウェアのみならず仮想マシンも含むものとし、シンクライアントマシンは、クライアントハードウェア1台としてカウントします。

(1) 管理コンソール記載の対象サービスのライセンス数（以下単に「ライセンス数」といいます）を上限として、サービス事業者の、またはサービス事業者の指定する各 Web ページ（その後継の Web ページも含みます）に掲載している最新のシステム要件に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動するクライアントハードウェアへライセンス製品をインストールし、当該クライアントハードウェア上で利用する権利。なお、対象サービスを利用するクライアントハードウェアの総数が管理コンソール記載のライセンス数を超える場合、お客様は、サービス事業者所定の条件のもと、対象サービスを追加購入する必要があります。

(2) 対象サービスの利用にマニュアルが交付される場合、対象サービスとともに利用することのみを目的として、マニュアルを複製する権利。ただし、マニュアル作成数は管理コンソール記載のライセンス数を上限とします。

(3) 管理コンソールを利用する権利

2. その他、対象サービス固有の注意事項がある場合には、別紙に定めるものとします。

第6条（著作権等）

1. 対象サービスおよびならびにマニュアルに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はサービス事業者、SB C&S またはかかる著作権等の権原者に帰属します。

2. お客様は、サービス事業者の書面による事前の承諾を得ることなく、対象サービスおよびマニュアルを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、対象サービスおよびマニュアルに担保権を設定することはできないものとします。加えて、お客様は、サービス事業者の書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客に対するサービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として対象サービスを利用することはできないものとします。

3. お客様は、対象サービスにつき、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル（以下、総称して「改造等」といいます）することはできないものとします。お客様の改造等に起因してお客様における対象サービスの利用に何らかの障害が生じた場合、サービス事業者、SB C&S 及びトレンドは当該障害に関して一切の責任を負わないものとします。

4. お客様は、対象サービスに関する客観性を欠いた実験方法によるパフォーマンステストまたはベンチマークテストの結果を、サービス事業者の事前の書面による承諾を得ることなく、公表してはならないものとします。

第7条（保証および責任の限定）

1. サービス事業者、SB C&S 及びトレンドは、対象サービス（サービスに使用されるシステムの自動的なバージョンアップやメンテナンス等によるプログラム修正による不具合などの問題などを含まれますがこれに限定されません。本条において以下同様とします）、マニュアルまたは次章に定義されるサポートに関して一切の保証を行いません。また、サービス事業者、SB C&S 及びトレンドは、対象サービスもしくはマニュアルの機能またはサポートがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、対象サービスまたはマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。

2. 第2条3項に記載されるユーザー登録もしくはユーザー登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、サービス事業者、SB C&S 及びトレンドからお客様への通知ならびに郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益ならびに損害については、お客様の責任とします。

3. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（ライセンス製品を含みますがこれに限られません）の選択、導入、利用および利用結果については、お客様の責任とします。対象サービスもしくはマニュアルの利用、サポートならびに第2条3項によりサポートの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じたサービス事業者の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、付随的損害、逸失利益、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害およびデータ・プログラムなど無体物の損害、ならびに第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害に関してサービス事業者、SB C&S 及びトレンドは一切の責任を負いません。

4. 本利用条件のもとで、理由の如何を問わずサービス事業者、SB C&S 及びトレンドがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、損害が生じる直前の3か月間に対象サービスに対してお客様が実際に支払った対価の100%を上限とします。

第3章（サポート提供条件）

第8条（サポート提供条件）

サービス事業者の連携先のSB C&Sは、本章に定める条件に従い、対象サービスに対するサポートサービス（以下「サポート」といいます）を提供します。

第9条（サポート内容）

1. SB C&Sは、お客様に対して以下のサポートを提供します。

(1)仕様、設定方法、操作方法のQ&A

対象サービスの仕様、設定方法、操作方法について、メール、電話による技術的な問合せへの回答を行います。なお、実際に対象サービスを使用されていない方、パソコンに関わる一般的な知識をお持ちでない方からのお問い合わせについては、適切なサポートを提供できないことがありますことをあらかじめご了承ください。

(2)障害の切り分け支援

対象サービスに障害が発生した場合、メール、電話による障害切り分け支援を行います。SB C&Sが当該障害の原因が対象サービスの不具合によるものと認定した場合、メール、電話にて解決支援を行います。対象サービスの動作確認をもって、支援は終了するものとします。

尚、障害切り分け難航時に、当社よりお客様の管理コンソールへアクセスし、対象サービスの状況確認および設定変更を行う場合があります。その際、SB C&Sは事前にお客様へ管理コンソールへのアクセスの同意を得ることとします。

2. SB C&S はサポートを外部の事業者へ委託することができるものとします。
3. サポートは、日本語により提供されます。ただし、トレンドが作成するドキュメントや回答等をご提供する場合には、トレンドの使用する日本語以外の言語のままご提供する場合があります。
4. お客様が SB C&S に対して問合せ等を行う場合には、日本語で行うものとします。

第 10 条（連絡先等）

サポートの運営は以下の窓口により行われます。

名称： SB C&S Trend Micro ソリューション サポート
電話番号： 03-4577-8630
メールアドレス: trendmicrosol@supportweb.jp
サポートサイト: https://cassp.supportweb.jp/solution/trendmicro
対応時間： 09：00-17：30 (月～金、ただし、祝日及び当社の休日を除く)
対応言語：日本語のみ

※サポート窓口をご利用いただく際には、LMP（Licensing Management Platform）のアカウント名（＝契約番号）および会社名を最初にお知らせください。

※サポートサイトは、ご利用者専用の ID&PW が必要となります。対象サービス購入後、購入時にお知らせいただいたメールアドレス宛にご案内いたしますのでご登録をお願いいたします。

第 11 条（サポート利用条件）

1. お客様はサポートの利用にあたり、以下の条件を満たしているものとします。
 - (1) 対象サービスの利用期間が存続していること
 - (2) 電気通信事業者の回線を使用している場合は、お客様においてこれら電気通信事業者との連絡窓口を設置するものとします。
 - (3) お客様は障害時の速やかな設定復旧のため、常に最新の設定情報を管理保管するものとします。
 - (4) 対象サービスは、お客様において常に最新のバージョンへバージョンアップを行い管理するものとします。
 - (5) SB C&S が、問題解決のために、設定情報やログ等の収集または設定変更、システム再起動等を甲に要請した場合、お客様は速やかに対応するものとします。
 - (6) 機械室および関連設備の管理
対象サービスの稼働を良好に保つため、お客様は対象サービス毎の取扱説明書および操作関係のマニュアルに記載されている内容に従い、対象サービスの稼働にかかる機械室およびその関連設備を十分に管理するものとします。
2. サービス事業者によるサポートの提供が円滑に行われるようにするため、お客様は次の事項を実施するものとします。お客様がこれを怠った場合、SB C&S がサポートを提供できないまたは正常に完了できない場合があることをお客様は了承し、また対象サービス、もしくは対象サービスがその一部を構成している情報システムに関し、お客様その他第三者に何らかの損害が生じても、サービス事業者、SB C&S 及びトレンドは責任を負わないものとします。

第 12 条（サポート適用外と保証）

1. 次に定める事項はサービスの対象外とします。これらの事項に関する対応はお客様の責任および費用負担において行うものとします。SB C&S は、別途お客様、サービス事業者及び SB C&S 間にて協議し書面にて合意した場合に限り、当該合意に従い、サポートの対象外の事項を実施するものとします。

(1)問診・調査の結果、対象サービスの不具合を認められなかった場合、もしくは他のサービスまたは回線等に起因する障害であった場合

(2)お客様の故意または過失によって生じた障害の対応

(3)お客様が対象サービスのサービス契約、利用許諾契約、取扱説明書および操作関係のマニュアルなどに記載されている取扱仕様に基づかず設定・使用したことによって生じた障害あるいは損傷の修理

(4)お客様が対象サービスを改造し、またはSB C&S が承認していない改変をおこなう等、本利用許諾の定めに違反した利用を行った為に発生した障害または不具合の対策

(5)天災地変など、当事者のいずれの責にも帰することのできない原因によって生じた障害あるいは損傷の修理

(6)お客様が設定やログ等、問題解決のために必要と思われる情報を事前に提示しない場合または、SB C&S が問題解決のためにお客様に提示した設定変更等の作業を実施しない場合

(7)設計作業および設計変更作業

(8)人災（管理者パスワード紛失、過電流、電圧不足、電圧不安定、誤操作、改造、盗難など）に起因する障害

(9)ネットワーク環境変化による障害（ネットワーク環境の変化に伴うメモリ不足による障害、トラフィック増加に伴う遅延増加、パケット落ちによる障害等）

(10)対象サービスと、お客様が所有する対象サービス以外のプログラム等との問題切り分け支援

(11)障害調査等の報告書の作成、提供

(12) サポート提供期間外、またはサポート対応時間外に行うサービス

(13) お客様が、サービス事業者、SB C&S 及びトレンドの承認していない、もしくはトレンドがサポートを終了したソフトウェアをインストールおよび使用した為に発生した障害あるいは損傷の修理

(14)対象ソフトウェアの仕様に起因する障害あるいは損傷の修理

2. サービス事業者、SB C&S 及びトレンドは、サポートの提供により、対象サービスがエラーや中断が無く稼働すること、対象サービスのエラーが補正されること、およびその他問題が解決されることを保証するものではありません。

3. サービス事業者、SB C&S 及びトレンドは、サポートの内容、サポートの結果について、その完全性、正確性、確実性、有用性、およびお客様の希望されるエラーの解消方法の実現性につき、いかなる保証も行わないものとします。

4. サービス事業者、SB C&S 及びトレンドは、明示的または黙示的を問わず、サポートの提供の結果に対する保証および責任を負担しないものとします。

第4章（一般条項）

第13条（秘密保持）

当社およびお客様は、本利用許諾に関連して相手方に関して知った情報（以下「機密情報」という）につき善良なる管理者における注意をもって管理し、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩しないものとします。また本利用許諾における義務の履行または権利の行使に必要な場合以外の目的には利用しないものとします。

2. 次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報から除きます。ただし、当該機密情報が個人情報である場合には、この限りではありません。なお、いかなる場合であっても、本サービスはその内容に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）」における個人番号の取扱いを含むものではなく、かかる取扱いを含むと解釈されるものではありません。

(1)開示を受けた時に既に公知である場合

(2)開示を受けた後、自己の責によらず公知となった場合

(3)開示を受ける前から、自己が適法に保有している場合

(4)第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した場合

(5)相手方の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した場合

3. 情報の受領者が行政機関または司法機関の命令を受けて当該機密情報を開示する場合、もしくは障害対応のために第三者に対し設定情報やログ等の情報を提供することが必要と判断される場合は、前各項の適用を受けないものとします。ただし、開示する当該機密情報について秘密としての取り扱いが受けられるように最善を尽くすものとします。

第14条（個人情報の取り扱いについて）

サービス事業者又は委託先は対象サービスおよびこれに関連するサービスの提供に必要な範囲で、お客様の個人情報を取り扱うことがあります。かかる取り扱いにあたっては、サービス事業者又は委託先の定めるプライバシーポリシーに従うものとします。

第15条（監査権）サービス事業者は、お客様による本契約の遵守を確認する目的で、事前通知のうえ、お客様に対して監査を行う権利を有するものとします。また、第5条(3)号に基づきお客様の子会社が対象サービスを利用する場合、サービス事業者は、当該子会社に対しても同様の監査権を有するものとします。

第16条（契約の解除・解約）

1. お客様が本利用許諾に違反した場合、サービス事業者は対象サービスの提供に関する契約を解除することができます。この場合、対象サービスの提供は直ちに中止され、お客様は、対象サービスおよびマニュアルを今後一切利用することができません。

2. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）、に該当する、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、サービス事業者は対象サービスの提供に関する契約を解除することができます。

(a) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(b) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用して認められる関係を有すること

(c) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(d) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 前各項に定める他、お客様が自らもしくは第三者を利用して、次の各号に掲げるいずれかの行為を行う、またはその恐れがあると当社が判断した場合、サービス事業者は対象サービスの提供に関する契約を解除することができます。

(a) 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為

(b) 違法行為または不当要求行為

(c) 業務を妨害する行為

(d) 名誉や信用等を毀損する行為

(e) その他前各号に準ずる行為

4. 対象サービスの提供は毎月1日から末日までの1か月単位となります。対象サービスの利用中止を希望されるお客様は、利用中止希望月の末日の5営業日前までにサービス事業者へ申し出る必要があります。なお、かかる利用中止希望日が対象サービスの提供に関する契約にて定めた利用期間の途中である場合であっても、サービス事業者、SB C&S 及びトレンドはお客様が支払い済の対価の返還は行わず、日割計算による精算等も実施しません。

5. 対象サービスの提供に関する契約が終了または解除された場合、お客様は、対象サービス、マニュアルおよびそのすべての複製物を当社へ返却するか、または破棄するものとします。

6. その他、対象サービス及びこれに関連してサービス事業者よりお客様に提供されるサービスは、サービス提供の継続が著しく困難となった場合、終了することができるものとします。なお、その場合、サービス終了の3か月前までにお客様に事前に通知するものとします。

第17条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、法令の改廃、公権力による命令処分、労働争議、回線もしくは諸設備の故障、ベンダー・メーカーによるサービス中断・停止、その他サービス事業者、SB C&S 又はトレンドの責に帰することの出来ない事由に起因する対象サービスまたはサポートの中断、履行遅延または履行不能については、サービス事業者、SB C&S 及びトレンドは免責されるものとします。

第18条（利用許諾条件の変更）

サービス事業者は、本利用許諾を自己の裁量により変更することができるものとします。なお、かかる変更にあたっては、都度サービス事業者所定の方法により変更内容の通知あるいは掲載等を行うことにより行うものとします。

第19条（対象サービス及びサポートの再委託）

サービス事業者は、対象サービス及びサポートを、サービス事業者の責任において第三者に再委託できるものとします。

第20条（対象サービスの終了）

- 1.対象サービスの提供は、お客様の対象サービスの利用期間の終了、またはお客様からのお申し出により終了するものとします。
- 2.前項の定めに関わらず、サービス事業者はトレンドによる対象サービスのサポート終了等の場合には、対象サービスの提供を終了することができるものとします。
- 3.前2項に基づき、対象サービスが終了した場合、サポートは終了するものとします。

第21条（譲渡制限）

お客様は、サービス事業者の書面による事前承認がない限り、本利用許諾に基づくいかなる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡することはできないものとします。

第22条（管轄裁判所）

本利用許諾は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈されるものとします。本利用許諾に関連して、争いが生じたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（適用範囲）

- 1.本利用許諾は、当事者の対象サービスおよびこれに関連する従前の一切の合意に優先します。
- 2.本利用許諾が変更された場合、当該変更後の定めが適用されることとします。

以上

2020年11月18日 発効

2023年1月13日 改定

2023年1月18日 発効